令 和 6 年 9 月 犬 山 市 議 会 定 例 議 会 会 議 録

第７号　９月13日（金曜日）

◎議事日程　第７号　令和６年９月13日午前10時開議

第１　第66号議案から第95号議案まで
及び報告第８号
（議案質疑・委員会付託）

第１類　第66号議案から第83号議案まで
及び第95号議案
第２類　第84号議案から第91号議案まで
第３類　第92号議案から第94号議案まで
及び報告第８号

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

◎本日の会議に付した案件

日程第１　第66号議案から第95号議案まで
及び報告第８号

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

◎出席議員（１７名）

１番	丸山幸治君	11番	岡　覚君
２番	ﾋﾞｱﾝｷ恵子君	12番	岡村千里君
３番	増田修治君	13番	鈴木伸太郎君
４番	光清　毅君	14番	沼　靖子君
５番	小川隆広君	15番	久世高裕君
６番	島田亜紀君	16番	柴山一生君
７番	諏訪　毅君	17番	柴田浩行君
８番	小川清美君	18番	大沢秀教君
９番	畑　竜介君		

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

◎欠席議員（１名）

10番　玉置幸哉君

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長　長谷川　敦君　　議事課主査　石黒絵美君

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

◎説明のため出席した者の職・氏名

市長	原　欣伸君	副市長	永井恵三君
教育長	滝　誠君	経営部長	井出修平君

市民部長兼防災監	武内雅洋君	健康福祉部長	髙木　衛君
子ども・子育て監	小幡千尋君	都市整備部長	森川圭二君
都市整備部次長	丸井良修君	経済環境部長	新原達也君
教育部長	中村達司君	消防長	大澤　満君
企画広報課長	古田隆行君	経営改善課長	兼松光春君
総務課長	舟橋正人君	情報政策課長	上原敬正君
地域協働課長	中村　亘君	多様性社会推進課長	小笠原健一君
防災交通課長	伊藤　修君	税務課長	百武俊一君
市民課長	吉田高弘君	収納課長	浅井徳夫君
福祉課長	山本直美君	障害者支援課長	奥谷雪江君
高齢者支援課長	前田　敦君	保険年金課長	舟橋きよみ君
健康推進課長	水野嘉彦君	子育て支援課長	青山貴一君
子育て支援課主幹	中村美和君	子ども未来課長	上原眞由美君
子ども未来課主幹	伊藤真弓君	子ども未来課主幹	神林宏之君
都市計画課長	高木誠太君	都市計画課主幹	一柳佳誉君
整備課長	高橋秀成君	土木管理課長	吉田昌義君
水道課長	梅村幸男君	環境課長	髙橋正直君
産業課長	山崎直人君	下水道課長	五十嵐　康君
観光課長	小池信和君	学校教育課長	西村岳之君
学校教育教育課主幹	鈴木早智君	文化推進課長	大黒澄子君
スポーツ交流課長	坂野隆幸君	歴史まちづくり課長	加藤憲夫君
消防次長兼消防署長	安藤和重君	消防総務課長	村山弘泰君
出納室長兼会計課長	諫山知真君	監査事務局長	倉知千明君
予防課長	中村　肇君	代表監査委員	髙木正章君

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

午前10時00分　開議

◎議長（柴田浩行君）　ただいまの出席議員は、17名であります。

通告による欠席は、10番、玉置幸哉議員です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

日程第１　第66号議案から第95号議案まで及び報告第８号

◎議長（柴田浩行君）　日程第１、第66号議案から第95号議案まで及び報告第８号を一括議題とします。

昨日に引き続き、第66号議案から第95号議案まで及び報告第８号に対する質疑を行います。

第３類、第92号議案から第94号議案まで及び報告第８号に対する質疑を行います。

通告順に発言を許可します。

最初に、４番　光清　毅議員。

◎４番（光清　毅君）　おはようございます。４番、光清　毅です。私からは第92号議案、令和５年度犬山市一般会計及び特別会計の決算認定についてから２件、質疑をさせていただきます。

まず最初に、２款２項３目徴収費です。決算書では178、179ページになります。

これはｅＬＴＡＸに関する地方税電子申告支援サービス利用業務委託料が決算がありますが、これが約２倍と増加しておりますが、この理由を質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君）　それでは、光清議員の質疑にお答えをします。

令和４年度決算では99万6,600円、令和５年度決算では199万3,200円と約２倍になっております。その理由としましては、令和４年度までは導入税目として、市県民税の特別徴収、法人市民税でしたが、令和５年度からは新たな税目として、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税にも対応したこと、納付書に印字したＱＲコードに対応したことに伴い、大幅に増額となりました。

以上です。

◎議長（柴田浩行君）　光清議員。

◎４番（光清　毅君）　再質疑をさせていただきます。

この今言いました地方税電子申告支援サービス利用業務委託料につきましては、２目の賦課費にも同じような項目がありますが、この違いについて質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君）　答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君）　光清議員の再質疑にお答えをします。

こちらの地方税電子申告支援サービス利用業務委託料363万円は、地方税の申告手続を電子データで行うためのサービス利用料で、具体的には、法人市民税の申告、給与支払報告書や年金支払報告書の受付、特別徴収税額の電子での通知、固定資産税の償却資産の申告などを利用するための委託料となります。

次に、その２段下にある地方税電子申告支援サービス改修業務委託料33万円は、国税連携システム及び審査システム更改に係る作業支援費となります。共通納税申告手続の拡充、具体的にはたばこ税、入湯税などの拡大に対応するものとなります。

以上です。

◎議長（柴田浩行君）　光清議員。

◎４番（光清　毅君）　それでは、２件目です。決算書では294ページから297ページ、成果報告書では50ページから51ページになりますが、６款２項２目友好交流費の中の多文化共生推進につきまして、成果報告書のほうを見ますと、目標の達成度というところがありまして、こちらが事業の縮小及び見送りをした事業があるとの記載があります。その事業とその理由について質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君）　光清議員の質疑にお答えをします。

実施事業を見送ったものとしましては、３つの事業があります。

１つ目が、多文化交流フェス、２つ目に、多文化共生研修、３つ目に、多文化共生フォーラムがあります。

事業を見送った理由といたしましては、予期せぬ要因の欠員により、必要な人員配置ができなかったことと、外国人実態調査やパートナーシップ・ファミリーシップ制度など、新規事業の進行による業務の集中が要因となります。

以上です。

◎議長（柴田浩行君）　光清議員。

◎４番（光清　毅君）　再質疑をさせていただきます。

今見送った事業については、今後どのように考えているか、再質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君）　答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君）　光清議員の再質疑にお答えをします。

多文化交流フェスにつきましては、今年度リニューアルして、11月24日の日曜日に、多文化交流マルシェとして実施準備を進めています。

多文化共生研修と多文化共生フォーラムについては、現在、外国人実態調査の結果に基づいた多文化共生に係る事業の見直しを行う中で、より効果的な事業を実施するために検討しているところです。

以上です。

◎議長（柴田浩行君）　４番　光清　毅議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、５番　小川隆広議員。

◎５番（小川隆広君）　５番、小川隆広です。私からも第92号議案、令和５年度犬山市一般会計及び特別会計の決算の認定についての中で、歳出で６件の質疑をさせていただきます。３款１項２目から４件、４款１項１目から２件です。よろしくお願いします。

では、まず最初、歳出の３款１項２目障害者福祉費の関係になります。

決算に係る主要施策の成果報告書74、75ページで、歳入歳出の決算書ですと、102、103ページになります。

障害者福祉費について、成果報告書の年度別事業費の状況を見ると、事業費が年を追うごとに増えていっている。増加の推移と今後の見通しについてお伺いをしたいということで、今回、要旨の①から③は、特に持続性の観点で確認をさせていただきたいと思っています。

成果報告書の年度別の事業費の状況を見ますと、事業費が年を追うごとに増えていっています。障害者支援に関わる給付ということで、大変重要であり、かつ持続をしていかなければいけない事業なんですが、総事業費と一般財源の増加の推移を確認したいのと、今後、どのように見ているのかお伺いをしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

髙木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（髙木　衛君）　ご質疑にお答えします。

３款１項２目の障害福祉費の障害者自立支援の個別事業は４事業あります。主なサービス給付に係る障害者地域生活支援等、障害者自立支援給付の推移でお答えさせていただきます。

２つの事業を合計した直近の決算状況は、令和３年度が約16億円、令和４年度は約17億5,000万円で、前年より１億5,000万円増えております。令和５年度については、約18億9,000万円で１億4,000万円の前年度と比べて増となっております。

そのうち一般財源としては、令和３年度は約４億円、令和４年度は約４億6,000万円で6,000万円の増、令和５年度は約４億8,000万円で約2,000万円の増となっています。

増加の理由としては、周知によりサービスの認知が深まったことや、サービス提供により提供する事業所の充足により、利用者、利用料ともに毎年増加しているということです。

また、今後の見通しについては、国では福祉介護職員処遇改善の取組や、令和７年10月から障害福祉サービスの新たなサービスとして、就労選択支援も加わることから、今後も事業費は増加していくと見込まれます。

以上です。

◎議長（柴田浩行君）　小川議員。

◎５番（小川隆広君）　ありがとうございました。今、事業費に関して徐々に増えていっている部分と、増加していく、そういった今の現状の理由について確認できました。

要旨の２点目のほう、質疑をさせていただきたいと思います。

成果報告書の事業内容で、障害者総合支援法及び事業福祉法に定められた障害者支援に対する給付、これが括弧書きになってるんですけど、国が２分の１、県のほうが４分の１で、犬山市の負担は４分の１というふうになろうかと思います。

個別の事業内の内訳が下段のほうにあるんですが、その中の障害者地域生活支援の決算額6,897万2,000円に対して、特定財源が2,434万3,000円ということで、一般財源の比率が計算していくと65％になってしまうということで、障害者地域支援も、本来はこれはおおむね25％になるべきというふうに思うんですが、65％というふうでしたので、こういった理由になるのがどういったことかということでお伺いのほうをしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

髙木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（髙木　衛君）　ご質疑にお答えします。

地域生活支援事業は、障害者総合支援法により、市町村が主体となって行う事業として規定されており、ご案内のとおり、国が２分の１以内、県が４分の１以内で、予算の範囲内で補助することになっています。

ただし、補助基準額があることから、基準超過分は全額市負担となり、補助率どおりとはなりません。決算額6,897万2,000円に対する補助実績としては、対象経費が約5,492万円に対し、補助基準額は3,246万円となっています。

この補助基準額の国庫は２分の１となりますので1,622万9,000円、県費は４分の１となりますので811万4,000円、合計で2,434万3,000円で、対象経費から割り返すと、約44.3％の補助額となります。

以上です。

◎議長（柴田浩行君）　小川議員。

◎５番（小川隆広君）　ありがとうございました。補助基準額超過分があるということで、理解をいたしました。

そういったことで、３件目の質疑をさせていただきたいと思います。要旨３ということで、成果報告書の年度別事業費の状況を見ますと、令和４年度も令和５年度も26％ということで、おおむね先ほどお話をした財源としては、４分の１ということで推移をしていますが、その４分の１ですが、事業費の増加とともに、一般財源も増加をしてくるということで、財政シミュレーションでも厳しい見通しが出ている中で、義務的経費として負担しなければならない、そういったものだと思っています。

今後、財源の確保について、何か考えがあるのかということでお伺いをしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君）　扶助費全般に関わることですので、私のほうからお答えさせていただきます。

障害者自立支援を含めた扶助費全般につきましては、社会保障制度の一環として各種法令に基づき、市民の福祉を支える経費であり、毎年増加の傾向にあります。扶助費は、市民生活の安定を支えるものであり、その重要性を考えると、国や県とともに、義務的経費として市も負担をしていかなければなりません。

財政シミュレーションは、扶助費の毎年の伸びを考慮して作成していますが、財政的には年々厳しい状況となっています。歳入増もなかなか難しい中で、歳出のバランスを取るためには、義務的経費が伸びた分、どこかで削減をしなければなりません。そのため、市全体の全ての事業の中でやるべき事業について優先順位をつけ、立ち止まって廃止すべき事業、先送りにすべき事業を仕分けして、予算編成をしていかざるを得ないというふうに考えております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君）　小川議員。

◎５番（小川隆広君）　ありがとうございました。こういった、どうしても続けていかなければいけないという状況の中でも、大変厳しいということは理解をいたしました。

４点目、質疑をさせていただきたいと思います。前年度の事業費の確定に伴う精算として補正をしながら、償還の際に19節扶助費より119万5,000円を流用しているが、何か事情があったのかということで、こちらのほう、22節の償還金、歳入歳出決算書の203ページなんですけど、ここの22節の償還金のほうを見ますと、３款１項２目19節より流用ということで119万5,000円を計上しています。それで、償還をされて、不用額が988円ということで整理をされたということだと思うんですが、全員協議会資料のほうを見ますと、補正予算ということで、前年度事業の確定に伴う精算ということで、これは６年度のものなんですけど、昨年度の全員協議会資料を引っ張り出して確認しましたところ、やはり同様に補正がされておりました。なので、補正した後の流用ということになろうかと思うんですが、何か特段のご事情があったのかということでお伺いしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

髙木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（髙木　衛君）　質疑にお答えさせていただきます。

ご指摘の補正は、国県負担金の実績額確定に伴い、課題となった負担金を返還するため計上したものです。

ご質問の19節扶助費より流用した理由は、愛知県の事業所監査により行政処分を受けた障害児通所支援事業所より、平成30年度から令和２年度までの３年間の不正請求に係る返還があり、この返還により確定していた国県負担金の所要額が変更となりました。それに伴って、金の精算額の再確定を行いまして、その関係で不足額を流用で対応したものです。

以上です。

◎議長（柴田浩行君）　小川議員。

◎５番（小川隆広君）　ありがとうございました。今言った、そういったことがあったということで、大変理解をいたしました。

それでは、続きまして、歳出の４款１項４目ということで、こちらのほうは緑内障検診ですとか歯科検診の関係になりますが、決算に係る主要施策の成果報告書、92、93ページのほうになります。

歳入歳出の決算書のほうですと、250、251ページのほうになりますが、まず、要旨の１点目としまして、成果報告書の課題と対応策、今後の方針で、緑内障検診、歯科検診の受診率が伸び悩んでおり、より見やすく分かりやすい案内文にするとのことですが、どのような案内文を考えているのかということでお伺いをしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

髙木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（髙木　衛君）　ご質疑にお答えします。

緑内障検診の受診率としては、令和元年度は16％、令和２年度が18.7％、令和３年度18.3％、令和４年度が18.2％、令和５年度が15.2％という状況になっています。

歯科検診の受診率としては、令和元年度が8.4％、令和２年度が10.6％、令和３年度が9.9％、令和４年度が9.5％、令和５年度が7.8％という状況となっています。

緑内障健診、歯科検診案内文についてですが、昨年度までは共に白黒印刷でしたが、今年度からカラー印刷にしました。また、見直しの内容については、緑内障検診において、昨年度は「視覚障害の原因の第１位が緑内障となっています。」という統計資料を載せましたが、これは緑内障検診の大切さが伝わりにくいと考え、今年度からは緑内障の症状が進行していくと、見え方がこのように変化していくというイラストを掲載し、緑内障の怖さ、検診の大切さを視覚的に捉えるよう変更しました。

歯科検診につきましても、文字による説明をカラー印刷に変更したことに合わせ、イラストによる表現に変え、視覚的にも目を引くように変更したところです。

以上です。

◎議長（柴田浩行君）　小川議員。

◎５番（小川隆広君）　ありがとうございます。私も大変大切な事業だと思いますので、理解

をいたしました。

最後、要旨２になります。成果報告書の年度別事業費の状況を見ると、年度ごとに一般財源の割合が大きく減っている、その他財源が大きく増えているが、その状況について詳しく伺いたいということですが、同じく成果報告書の93ページ、こちらのほうの年度別事業費の状況を見ますと、事業費全体では微増ということで、そこそこなんですが、一般財源の割合のほうを見ますと、令和４年度から令和５年度にかけては、72％から58％に減少しております。

また、令和６年度は、これは予算にはなるんですが、一般財源の割合が非常に小さくなっているということで、その現状についてお伺いができればと思います。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

髙木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（髙木　衛君）　ご質疑にお答えします。

財源の内訳について、推移と合わせて説明のほうをさせていただきます。

令和４年度決算では、その他財源は検診受診者から徴収する一部負担金の91万6,000円のみでした。令和５年度決算では同様に検診受診者から徴収する一部負担金が104万円、それに加え、人生100年時代づくり地域ソフト事業交付金として141万3,000円、また令和５年度は76歳になる人への歯科検診を開始しましたので、後期高齢者歯科検診補助金として40万7,000円の合計286万円と増額になっています。

令和６年度は予算額でありますが、検診受診者から調整する一部負担金を147万6,000円、後期高齢者歯科検診補助金を68万1,000円を税額を基に計上し、加えて令和６年度からふるさと納税を財源とした、ふるさと犬山応援基金繰入金の764万4,000円を含んでいるため、合計764万4,000円と大きく増額になっているものです。

令和５年度決算と令和６年度予算で、その財源が大きく増えているのは、ふるさと応援基金の繰入金によるものとなります。

以上です。

◎議長（柴田浩行君）　５番　小川隆広議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、７番　諏訪　毅議員。

◎７番（諏訪　毅君）　７番、諏訪　毅です。私からも第92号議案、令和５年度犬山市一般会計及び特別会計の決算の認定について、２点、質疑をさせていただきます。

２款１項９目文書広報費の広報広聴事務費で、決算書は162、163ページになります。成果報告書の28、29ページを参照いただきながら質疑をさせていただきます。

まず、１点目ですが、この成果報告書の28ページのほうに、主な事業内容に、市民相談の相談員に女性相談員１名を含む２名体制で実施されたと思いますが、この効果について質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君）　ご質疑にお答えします。

平日午前８時30分から午後５時まで受け付けている市民相談については、令和４年４月か

ら、それまでの男性相談員１名に加え、市民相談業務を主とした市職員を１名配置いたしました。これは令和３年９月定例議会での長谷川議員の一般質問を踏まえ、相談者の女性が安心して相談しやすい窓口とすることを目的として、新たに会計年度任用職員の雇用を開始したものです。

女性相談員の相談も可能であることは、市広報でも案内しており、女性相談員の相談を希望する場合は、その旨を申し出ることも可能です。

令和４年度以降、令和６年８月末までの間で女性の相談員が相談対応した件数は延べ262件となっており、これは全体の相談件数の35％となっています。ただ、これらは女性相談員を最初から指名したというわけではなく、複数回にわたり相談された方が、最初に相談した相談員の女性であったため、２回目以降もその方を指名したというような件数がほとんどを占めています。

最初の相談から女性相談員が指名された相談件数というのをしっかり把握はできていませんが、相談員自身に確認したところ、これまで２回ほど指名があったという報告を受けています。内容は、子育てと家庭内の問題に関する相談でして、このことからも、女性相談員を配置したという意義はあったものと考えております。

◎議長（柴田浩行君）　諏訪議員。

◎７番（諏訪　毅君）　ありがとうございました。では、２点目の質疑に移ります。

28ページのその下に、電子メールや広聴カードでの市民からの意見を集約したとありますが、どのような意見があったのかを質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君）　ご質疑にお答えします。

市へのお問合せやご意見として、企画広報課のほうで主に取り扱うのが、市ホームページのトップページから手続する、電子申請システムを利用したｅメールと、市役所本庁舎１階市民プラザに２か所設置している、私の提案、市民の声というタイトルのＡ４サイズの紙の広聴カードということになります。

ｅメールや広聴カードで寄せられたお問合せや意見などは、企画広報課のほうで担当課に振り分け、各課で必要に応じて対応しています。

寄せられる内容のほとんどは、市役所各課が所管する業務に関するものですが、中には企業からの営業メールであったり、近所の通行車両の騒音やサイレンの音に関するような苦情なども含まれています。

ｅメールは回答の要否、氏名、件名内容を必須の選択、または入力項目としており、住所、メールアドレス、電話番号の入力は任意となっています。

また、広聴カードのほうは、住所、氏名、性別、年齢、電話番号を記載する欄はありますが、全て記載は任意です。

こうしたこともあり、こちらからの連絡するという連絡先が把握できないものや、行政からの回答がそぐわない内容もあるため、全ての内容について回答ができるわけではございません。

なお、令和５年度の実績は、ｅメールが375件、広聴カードが28件でしたが、ｅメールを例に取りますと、連絡先の入力があったのが212件でした。

回答が必要なメールは、状況確認に時間を要したり、解決や最終の回答に至らない場合でも、少なくとも１～２週間を目安として、担当課の課長名で、発信者のほうに必ず返信をすることとしています。

また、回答不要として返信されたうち、メールアドレスが判明しているものは、内容によっては回答を返信する、またはメールが届いたことをお知らせするといった対応も行っているところです。

以上です。

◎議長（柴田浩行君）　７番　諏訪　毅議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、８番　小川清美議員。

◎８番（小川清美君）　８番、小川清美でございます。第92号議案、令和５年度犬山市一般会計及び特別会計の決算の認定についてから２点、お伺いをいたします。

１つ目でございます。決算意見書６ページ、決算書の７ページということになりますが、市民税の不納欠損額512万1,225円となっております。この500万円ちょっとのお金についてでございますが、地方税法第15条の７でいう、滞納処分及び第18条第１項の消滅時効等の要件別の件数と金額をお尋ねいたします。お願いいたします。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君）　それでは、小川清美議員の質疑にお答えをします。

市税の不納欠損につきましては、地方税法の規定により行っております。欠損処分の区分としましては３パターンあります。

１つ目は、生活困窮、生活保護等で滞納処分の執行を停止した場合、３年を経過すると時効になる、いわゆる３年時効、２つ目は、国外転出や会社廃業により、今後徴収することができないことが明らかな場合、その時点で徴収権が消滅するという即時消滅、３つ目は、時効による債権徴収権の消滅というもので、いわゆる５年時効、この３つのパターンがあります。

議員お尋ねの滞納処分停止要件別の件数ですが、３年時効は121件、206万1,335円でした。次に、即時消滅は42件、64万8,699円、５年時効は178件、241万1,191円となっています。

以上です。

◎議長（柴田浩行君）　小川議員。

◎８番（小川清美君）　ありがとうございました。地方税法第15条の７第５項に該当する、いわゆる即時消滅のものが42件ということでございました。

ここで再質疑をさせていただきます。

この不納欠損については、昨年も私、同様に質疑をさせていただいております。昨年の答弁では307件ということでございまして、今回の決算と比較しますと、約８分の１ということで、減少ということでございます。

そこで、その要因あるいは背景について再質疑をしたいと思います。よろしくお願いしま

す。

◎議長（柴田浩行君）　答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君）　それでは、小川議員の再質疑にお答えをします。

最も減ったものは、即時消滅で、その中でも特に国外転出が大幅減となっております。その理由としましては、滞納状態のまま帰国した外国人は、国外転出に該当するため、即時消滅を根拠とする不納欠損処理をしていましたが、所用による一時帰国であったり、自国で仕事が見つからなかったため、日本でかつて働いていた勤務先を頼って再び入国するなどの外国人が、住民登録データによれば、２割から３割ほど存在するとされています。実際、再入国が判明したことで、催告につながった事例もあります。

そのため、滞納状態にある国外転出した外国人の即時消滅を見直し、出入国在留管理局の協力を得ながら、再入国する可能性を考慮した上で、引き続き粘り強い調査を続けたことが、令和５年度の不納欠損が減ったものにつながったということです。

以上です。

◎議長（柴田浩行君）　小川議員。

◎８番（小川清美君）　ありがとうございました。それでは、２点目について質疑をさせていただきます。

決算審査意見書の19ページということになります。これによりますと、２款総務費の支出済額の主なもののうち、交通防犯対策費のコミュニティバス運行負担金が7,288万5,087円となっております。これは前年と比べますと約1,000万円の増ということです。12月にバスの運行改編を行っており、減便ということもありました。

しかしながら、1,000万円の増ということでございますので、この理由についてお尋ねをいたします。お願いいたします。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君）　それでは、小川議員の質疑にお答えをします。

こちらの要因としましては２点あります。

１点目は、令和５年12月の再編により契約が更新され、運行負担金の基礎額が４か月間で約737万2,000円増額したことです。これは運転手の人件費やバスの燃料費が前回契約した５年前と比べて20％程度値上がりしたこと、車両の老朽化による修繕費の増額によるものなどにより増額をしております。

２点目としては、国からの補助金が322万8,000円減少したことが挙げられます。これは令和６年２月の地域公共交通計画策定前の策定ということで減額ということになっております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君）　８番　小清美川議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、14番　沼　靖子議員。

◎１４番（沼　靖子君）　14番、沼　靖子です。私からは、第92号議案、令和５年度犬山市一般会計及び特別会計の決算の認定について、３件、質疑いたします。

まず、１件目です。歳出、４款１項２目、決算書は245ページになります。決算の設計成果報告書は84、85ページになります。

フレイル予防対策として行われたフレイルチェック表の事業についてです。アンケート対象者は60歳、65歳、70歳、76歳を対象にされたということで、その中で60歳、65歳のアンケート回収率が低かった理由は、どんなことが考えられますでしょうかということと、回収率をアップするために何か方法を取られたことかについて質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

髙木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（髙木　衛君）　ご質疑にお答えします。

フレイルチェック表の事業は、「フレイル予防でいつまでも元気事業」という令和５年度の新規事業となります。内容は、議員ご案内のとおり、60、65、70、76歳を対象にチェック表を送付し、回答結果に応じてフレイル予防の講座を案内しているものです。

各年代の回収率としては、60歳が24.7％、65歳が25.3％、70歳が34.9％、76歳は43.4％で、全体では33.5％の回収率となっています。年齢が上がるにつれ、回収率は高くなる傾向でありました。理由としては、推測ですが、60歳から65歳の方は就労されている方も多く、回答し、返信することが負担であったのではないかというふうには考えています。

オンラインでのアンケートなども考えましたが、高齢者を対象としたアンケートでは、紙ベースでの返送方法のほうが適切と考え、郵送による方法となりました。

以上です。

◎議長（柴田浩行君）　沼議員。

◎１４番（沼　靖子君）　２件目でございます。歳出です。３款２項２目、決算書が225ページ、決算の成果報告書は102ページ、103ページになります。

今回、公立保育所で医療ケアが必要な子供も受け入れたということで、その際に、どんな環境整備を行われたでしょうか、看護師さんの配置人数はどうだったでしょうか、質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君）　沼議員のご質疑にお答えいたします。

医療的ケア児受入れのための環境整備を、五郎丸子ども未来園で行いました。実際の受入れは、令和５年５月から受け入れましたが、相談自体は１年前の令和４年４月より相談があり、受入れの園の選定についても、児童、保護者に見学をしてもらいました。また、受入れに当たっては、愛知県医療的ケア児等アドバイザーや、愛知医療的ケア児支援センター職員、児童が利用している事業所職員の助言もいただきながら、環境整備を行いました。

環境整備内容といたしましては、子ども未来園で過ごす保育時間の中で、おむつ交換をするためのマットや、パーティションなどの消耗品費で20万7,412円を支出いたしました。

次に、看護師の配置人数についてです。対象児童が通う事業所の専属看護師を委託により１名配置し、保育時間内における医療的ケア、喀たん吸引など、保護者の同意の下、行います。令和５年５月より受入れをしましたので、医療的ケア児看護師派遣事業委託料として

115万3,750円を支出し、消耗品費と合わせますと、合計136万1,162円を支出したことになります。

なお、医療的ケア児受入れに関する事業費は、県補助金の対象となり、補助率は４分の３で、102万円を令和５年度歳入で受け入れております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君）　沼議員。

◎１４番（沼　靖子君）　ありがとうございます。事前相談があったということで確認ができました。再質疑させていただきます。

この住むまちいぬやまのホームページにも、医療的ケア児を受け入れましたということが、この令和５年から受け入れましたと書いてあるんですが、その相談ということで、ほかに問合せが、現時点でございますでしょうか。

◎議長（柴田浩行君）　答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君）　現時点では、今後の予定は今のところはありません。

以上です。

◎議長（柴田浩行君）　沼議員。

◎１４番（沼　靖子君）　３件目に移ります。歳出９款１項２目、決算書は337ページでございます。繰越明許費の部分でございます。決算の成果報告書は114ページ、115ページです。

理科の副読本についてですが、令和５年執行ではなかったことで、授業計画への影響はどうだったかについて、質疑させていただきます。お願いします。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君）　ただいまの質疑にお答えします。

理科副教本「理科大好き」について、当初予定では、令和５年度に本として印刷し、令和６年度から使用する予定で進めていましたが、学校現場との調整により、デジタル化する方針に変更したため、令和５年度中の執行を取りやめ、令和６年度に繰り越すこととし、令和６年３月議会で繰越明許費を認めていただきました。

令和５年度の事業につきましては、当初の予定どおりなんですけども、この部分は、前年度までの副教本をそのまま引き続き使用しており、デジタル副教本は、令和７年度からの使用開始とするよう進めており、授業には大きな影響は生じておりません。

◎議長（柴田浩行君）　14番　沼　靖子議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、６番　島田亜紀議員。

◎６番（島田亜紀君）　６番、島田亜紀です。私からは、第92号議案、令和５年度犬山市一般会計及び特別会計の決算の認定についての中から２件、質疑いたします。

１件目です。決算書278ページ、279ページをご覧ください。歳出５款１項３目有害鳥獣駆除事業委託料について、３点お願いします。

まず、１点目です。駆除された動物の種類、また頭数をお尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君）　ただいまのご質疑にお答えします。

犬山市鳥獣被害防止計画で有害鳥獣と指定している鳥獣は、イノシシ、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア、タヌキ、カラス、ヒヨドリ、カワウの８種類です。

令和５年度の駆除実績としましては、イノシシ287頭、アライグマが24頭、ハクビシンが15頭、ヌートリア１頭、タヌキが54頭、カラスについては９羽、ヒヨドリ３羽、カワウについてはゼロでした。

以上です。

◎議長（柴田浩行君）　島田議員。

◎６番（島田亜紀君）　ありがとうございます。２点目です。有害鳥獣駆除に従事する方の登録されている人数は、現在どれぐらいみえるかお教えください。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君）　ただいまのご質疑にお答えします。

有害鳥獣駆除事業は一般社団法人犬山猟友会に委託しており、令和４年度の従事者数は48人、令和５年度の従事者数については52人、前年度と比較して４人増えているというところです。

令和５年度には、40代の方が３名新たに従事、加わったということで、従事者全体の平均年齢が約51歳ということで、比較的若い方の参加があることが、有害鳥獣駆除体制の充実につながっているというふうに推察しております。

◎議長（柴田浩行君）　島田議員。

◎６番（島田亜紀君）　ありがとうございました。では、３点目です。駆除された頭数が年々増えていると思いますが、わなの設置場所のほうは増えているかどうか、質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君）　ご質疑にお答えします。

わなには箱わな、それからくくりわなの２種類があります。箱わなについては、令和６年９月に、今現在ですが、市内の東部を中心に39基設置し、駆除を実施しております。令和４年度に国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して、箱わなとしては１基購入し、設置数も１か所増やしたというところです。

今年度も今の国の交付金の活用によって、箱わな２基を購入し、設置数を増やしていくというような予定にしております。

次に、くくりわなについてですが、イノシシの出没情報などを踏まえ、随時設置場所を変えており、ここ数年の設置数については、おおむね100基、100か所前後で横ばいの状況となっております。くくりわなについては消耗品でありますので、毎年50セット程度購入して、箱わなと同様に、本年度も国の交付金を活用した購入を予定していきたいと思っています。

以上です。

◎議長（柴田浩行君）　島田議員。

◎６番（島田亜紀君）　ありがとうございました。では、２件目に移ります。

決算書290ページ、291ページをご覧ください。歳出６款２項１目木曽川河畔活性化事業実施支援業務委託料について、１点質疑いたします。

事業の内容をお教えください。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君）　ご質疑にお答えします。

事業内容としましては、地域住民との対話の場の運営支援であったり、実証事業の実施支援、それから、かわまちづくり計画の基礎調査、課題などの整理を支援業務として委託していました。

対話の場としては、「河畔ｄｅカタリーヴァ」というふうに銘打って、地域住民とこれからの河畔についての意見交換会を行うということです。

それから、実証事業については、河畔歩道部分において、期間限定でライトアップを実施しました。

それから、かわまちづくり計画の基礎調査、課題等の整理では、河川環境に関する現況把握であったり、データ収集整理であったり、また、河川法や施策、かわまちづくり事例、他の事例等の収集整備などを行い、課題や方向性の整備を実施しました。

これ以外に、内田地区住民とは一緒になってロングラン花火の開催地でペットボトルのボーリングをやったり、風車作りをやったり、地域の住民とともにこの河畔空間の在り方について議論しているところです。

◎議長（柴田浩行君）　６番　島田亜紀議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、18番　大沢秀教議員。

◎１８番（大沢秀教君）　18番、大沢秀教でございます。私からも第92号議案、令和５年度犬山市一般会計及び特別会計の決算の認定について、２点、質疑させていただきます。１点ずつお願いいたします。

１点目でございますが、決算書の74ページ、75ページ、歳入の14款１項６目土木使用料の中の犬山駅東からくり広場使用料21万2,000円について質疑をさせていただきます。

この駅東のからくり広場について、過去に設置について議会で議論をした際、様々議論があったわけなんですけれども、この広場を設置するに当たっては、にぎわい創出という事業の目的、それから財源確保、広場の整備について、500万円ほどの支出があって、なので25万円ぐらいの収入、歳入を20年というような、そんな当時議論があったかのように記憶をしております。

このにぎわい創出ということで、キッチンカーによる事業というのが想定されていたわけなんですけれども、初年度は25万6,000円、令和４年度、昨年度は25万6,000円の歳入があったわけなんですけども、この当該年度、令和５年度は使用料21万2,000円と、早くも２年目にして減になっていると。この要因についてどうお考えになっているか。

それと、キッチンカーの想定があったわけなんですけども、大体この事業者がどのぐらい減ったというのも分かればお示しください。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君）　大沢議員の質疑にお答えをいたします。

今ご紹介いただきました犬山駅東からくり広場の利用につきましては、広場を４区画に分けて１区画2,000円、１日という単位と、広場全体を１日１万4,000円という、そういった形態で利用ができるということで、応募を提出させていただいております。

これまでの実績としましては、主に飲食のキッチンカーの利用が多くありまして、令和４年度で言いますと、36件の利用がありました。そのうち広場全体１万4,000円１日という使い方ですけども、そちらが13件ございまして、25万6,000円ということの歳入となりました。

令和５年度につきましては、16件の申込みがございまして、キッチンカーの出店ですとか、イベントでも利用をしていただいています。

広場全体の利用としては８件ございまして、21万2,000円という歳入になって、この中には１日の利用ではなくて、１回の申込みで連日お申し込みいただくというのも１件というふうにさせていただいております。

そんな中で、令和４年度と比較しまして、歳入で４万4,000円減ったという理由としましては、細かくまではあれですけども、申込書なんかを見させていただきますと、令和４年度につきまして、非常に多く利用していただいたお方がございます。その方が令和５年度になりまして、利用回数が減ったというのが一番大きな要因と考えております。

◎議長（柴田浩行君）　大沢議員。

◎１８番（大沢秀教君）　ありがとうございました。広場の利用の形態と言いますか、がちょっと変わったというような答弁だったんですけども、あくまでも大体25万円ぐらいの使用料を見込んでいくというところが目的だというふうに思いますけれども、この２年目にした減ですね、４万円ほどの減、これは担当課として、誤差の範囲というふうにお考えなのか、もうちょっとてこ入れして頑張らないかんというようなところであるのかにつきまして、再質疑させていただきます。

◎議長（柴田浩行君）　答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君）　大沢議員の再質疑にお答えをいたします。

形態としましては、１つとして、令和４年度につきましては、当初８時から20時、夜の８時というような利用で募集をかけさせていただいております。そういった中で、もう少しやはり通勤客、帰られる方をターゲットにというようなご要望もいろいろいただきましたので、令和５年度につきましては、７月からですけども、朝の７時、１時間早く、夜については２時間延長するという形態を取らさせていただいて、そういった中での今回の実績ということですので、うちとしてはやむを得ないというふうに考えております。

◎議長（柴田浩行君）　大沢議員。

◎１８番（大沢秀教君）　それでは、２点目に移らせていただきます。

決算書の274、275ページ、歳出のほうの４款３項３目し尿処理費の18節合併処理浄化槽設置整備事業の補助金についてでございます。

これは予算は、この当該年度、令和５年度は810万円余りで、予算に対して不用額が431万円というように、半分以上不用額というふうになっています。

ところが、前年に遡れば、大体予算は800万円ぐらいで同じ、その前々年も大体800万円ぐらいの予算ですね。令和４年度は不用額256万円、令和３年度は190万円ということなんですけども、だんだん不用額が増えてきているという現状なんですけれども、この不用額について、この補助金はなぜ活用されないかというところを、当局はどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君）　ただいまのご質疑にお答えします。

この補助金は、市内の住環境をよりよくするために、環境への負荷が高い単独浄化槽であったり、くみ取り便槽から合併処理浄化槽への更新を推進する目的で実施しているものです。過去にも浄化槽等の撤去費用、それから、宅内配管の工事費用を補助対象に追加するというようなことで、使い勝手の向上には努めてきておりますが、今年度についても下水道区域から除外された区域の補助対象区域に含めるというような形で、使い勝手の向上には努めてきているというふうに考えております。

ただ、議員言われるように、不用額というのは、先ほどもおっしゃられましたが、増えてきているのも事実でございます。

そもそもこの補助金というのは、令和３年から令和７年度の計画で、国の循環型社会形成推進交付金を活用して、各年10基ずつの、毎年10基という計画の下で予算を確保しておりますので、先ほど言ったように800万円がずっと同じ額だというところになっています。

実績の件数についても、先ほど議員の紹介あったとおりでございます。

今後は、下水道区域から除外された区域への対応もできる予算確保していかなきゃいけないというところでありますが、今年度は既に去年の件数を超えて８件の申請があるというところで、特に使い勝手が悪いというようなことについては考えてはいません。

ただ、周知の仕方として、単独浄化槽及びくみ取り便槽からの転換の必要性というところが十分伝わるような周知方法も含めて、引き続き補助金について活用いただくように市民には周知していきたいというふうに思っております。

◎議長（柴田浩行君）　18番　大沢秀教議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、12番　岡村千里議員。

◎１２番（岡村千里君）　12番の岡村千里です。私からも第92号議案、令和５年度一般会計及び特別会計の決算の認定について、２件質疑をいたしたいと思います。

まず１点目です。（仮称）新羽黒保育園整備ということで、３款２項２目保育所費です。成果報告書の110、111ページを参照して質疑したいと思います。

ここの保育園の整備、今これから行うわけですけれども、民設民営という方向でやられております。３点、質疑いたします。

まず、１点目は、事業者の応募をしたところ、たしか株式会社の１社しか手を挙げなかったというふうに伺っております。まず、この事業者を、このライクキッズ株式会社に決定し

た経緯について、お示しいただきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君）　岡村議員のご質疑にお答えいたします。

羽黒・羽黒北子ども未来園の統合民営化は、令和元年11月策定いたしました、子ども未来園施設整備10か年計画に基づき、２園を統合し、旧犬山市民プール跡地に民設民営で、令和８年４月開園を目指しております。

（仮称）新羽黒保育園運営事業者の選定方法は、公募型プロポーザル方式によるものとしました。できる限り多くの事業者から提案を求め、比較検討し、選定していきたいと考え、事前に愛知県内外の保育所開設事業者に対し、事業の事前周知をさせていただきました。募集に当たり、応募資格及び応募要件では、社会福祉法人、学校法人、株式会社、ＮＰＯ法人とし、認可定員120人以上の認可保育所等の運営実績が２年以上あることなどを要件としました。

公募開始は令和４年９月１日から開始し、12月に１次審査、翌年２月に２次審査を経て、ライクキッズ株式会社を選定したものです。

なお、提案者と参加意向表明者は３者あり、うち提案者は１者でした。

以上です。

◎議長（柴田浩行君）　岡村議員。

◎１２番（岡村千里君）　では、２点目の質疑です。

成果報告書にも書いてありますけれども、令和５年度には３回の協議会、保育士さんやそして保護者、そして事業者を含めた、かなりの人数でのお話合いがされているということが書いてあります。そのことについてはとてもいいことだと思っていまして、この中でどのような意見が出されたのか、質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君）　ご質疑にお答えします。

三者会議で出された意見としましては、会議開催前にあらかじめ事業者より平面図を各委員に配付し、意見をいただいております。

大きくは３点、１点目は、駐車場に関することです。駐車場から施設出入口までの動線や駐車場内の旋回スペースの確認、駐車場の車両入り口が交差点に近いことに関する改善など、安全面に関する意見がありました。

２点目は、園児用トイレに関することです。園児用トイレの数の増設や、３歳児保育室とトイレの距離が近い、２歳児と３歳児のトイレを分けてほしいなどの意見が出ました。

３点目は、保育環境整備に関することで、０歳児の保育室に隣接する専用の屋外活動場所の確保や、活動量の多い５歳児の保育室とテラスをつなげる、職員室から園庭の様子が見えるようにする、廊下に曲がり角が多く、安全面が気になるなどの意見が出されました。

会議で出された主な意見を受け、その多くを設計に反映していただいております。

また、事業者の教育理念や運営実績、図面等をいつ知ることができるかというお問合せも

ありました。この点につきましては、今回の岡村議員の一般質問にお答えしたとおり、保育園建設周辺町内会に対しては、工事着工前に回覧により、工事開始の案内や保育園の内容を周知していきます。また、保育園の説明会は、入園説明会も含め、来年９月頃実施する予定ですということをお伝えしています。

以上です。

◎議長（柴田浩行君）　岡村議員。

◎１２番（岡村千里君）　３点目の質疑です。測量などの委託料が300万円ほど上がっております。ここの土地は公の土地ですし、そういったことを無償で貸していくというふうには理解しているんですけれども、この測量などのことについて詳しくお伺いいたします。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君）　ご質疑にお答えいたします。

事業内容は、旧市民プール跡地及び文化会館敷地の一部を民間事業者により認可保育所を建設及び運営を進めるための敷地面積、境界の確定をするために実施するものです。

委託契約先は、公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会で、この協会は、土地家屋調査士法、司法書士法の規定に基づき、官公署等の登記業務を行うことを目的として設立された公益法人です。

委託業務は、不動産の表示及び権利につき、必要な土地に関する調査、測量及びその登記の嘱託、これに関する諸手続を行うため委託したものです。これらの各報酬単価に基づき算出した額を委託料として支出しました。

境界確定、測量登記を３月12日に完了し、所在地番、羽黒磨墨11番地１、面積4,298平米を普通財産保育園用地として、子ども未来課へ所管替えしたものになります。

以上です。

◎議長（柴田浩行君）　岡村議員。

◎１２番（岡村千里君）　分かりました。では、２件目の質疑に移ります。

広域ごみ処理施設整備事業ということで、歳出の４款３項２目ごみ処理費についてです。成果報告書では170、171ページを参照して質疑をしたいと思います。

その中で、２点質疑をいたします。

まず、１点目は、この尾張北部環境組合がやった当該年度の事業についてですけれども、環境影響評価、これも結構長い間かけてやっていたと思うんですが、その評価後の調査、それからあと、進入路等の設計等が書いてございますけれども、主な事業についての当該年度の内容をまずお答えいただきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君）　ご質疑にお答えします。

令和５年度に尾張北部環境組合がやった事業ということですので、先ほど議員おっしゃいました、環境影響評価事後調査業務というものと、あと地歴調査業務、これは土壌汚染法に関わるものです。それから、そもそもごみ処理施設の整備だとか運営事業に係る設計建設工

事関係の設計施工管理業務、それから、ごみ処理施設整備工事として、事業地内の樹木の伐採であったり抜根であったり、あとは残置物の撤去というようなこともしております。

それから、先ほども出ましたけども、出入路の詳細設計業務、それから、雨水排水路の詳細設計業務と、それからあと埋蔵文化財の試掘調査ということで実施しております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君）　岡村議員。

◎１２番（岡村千里君）　そして、この組合に対する様々な懸念される事項というのが残っていると思うんですけれども、そのことについて質疑をしたいと思います。

再質疑です。

用地取得がまだ100％ではなかったというふうに思っています。そこの場所は除いた形で、今、進んでるのではないかなと思っていますけども、そういった状況、そして今後どうしていくのかについてお示しください。

◎議長（柴田浩行君）　答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君）　再質疑にお答えします。

状況としては変わっておりませんが、９筆、未取得の土地が残っているのは変わっておりません。ですが、これらの用地についても引き続き取得に向けて努力していくというふうに確認しております。

◎議長（柴田浩行君）　岡村議員。

◎１２番（岡村千里君）　では、最後の２点目になります。

指定ごみ袋に関することについてです。犬山の指定ごみ袋というのは、ここにも書いてありますように、袋の印刷費にプラスアルファをして、その分をこの広域ごみ処理施設の整備基金ということで積み立てるやり方を続けております。ここにも年間9,000万円ほど、この積立金があるわけですけれども、こういったやり方をしているのは、この犬山市だけなんですね。隣の扶桑町では大の袋が１枚11円ということで、10枚では110円、中袋については１枚が８円ということで、10枚で80円、小袋では１枚が６円ですので、10枚で60円、こういった形で、江南市についても、同じような形でやっております。

私は、基本的にこのごみ行政というのはもちろん自治体が責任持って行うものだというふうに思っていまして、そういったことについて懸念を持っております。だから、皆さんもずっとこの値段、犬山では、大袋が10枚で300円、それから、中袋では10枚で200円、それから小袋が10枚で100円という、この値段でずっと来ているもんですから、あまり高いという認識はないのかもしれませんけれども、実は高いんですね。ですから、そのことについて質疑をいたします。

この指定袋について、売上と経費について、まずお示しいただきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君）　ただいまのご質疑にお答えします。

指定ごみ袋の収入と経費ということですが、令和５年度の指定ごみ袋による家庭系可燃ご

み処理手数料については約6,040万円、また、指定ごみ袋の広告収入が100万円となっています。

経費としては、ごみ袋の製造費用が約2,000万円、それから、販売店への取扱手数料が約623万円、その他人件費等々が約358万円という形で、経費全体としては約2,956万円となっております。

◎議長（柴田浩行君）　岡村議員。

◎１２番（岡村千里君）　再質疑をさせていただきます。

この基金ですね、年間ですと9,000万円なんですけれども、全体では今幾らになっているのかという点と、それから、こうやって袋の製作費に上乗せして指定袋を売っているという、この手法をいつまでやっていくのかお示しください。

◎議長（柴田浩行君）　暫時休憩します。

午前11時07分　休憩

再　　開

午前11時08分　開議

◎議長（柴田浩行君）　再開します。

答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君）　再質疑にお答えします。

基金全体額、今の現在の積立額としましては、13億2,157万5,000円となっております。

いつまでやるのかということにつきましては、広域ごみ処理施設の工事の進捗等により各市町の負担金への対応、それから、先ほども言ったように、議員おっしゃられたように、２市２町での価格が違っているという話と、今現在、統一されたごみ分別というふうになっていませんので、当然、２市２町広域で処理していくとなると、その分別方法も、それから考えていかなきゃいけないと。

それから、当然、今の美化センターから江南市のほうに変わりますので、収集経路の変更であったりというふうなこともあって、ごみの処理の方法が変わってきますので、その対応については、令和10年までについては、今現在、この現行のとおり続けていきたいというふうに考えております。

ですので、当然その間には金額の検討であったり、分別の検討であったりというのは、順次進めていきたいというふうに思っています。

◎議長（柴田浩行君）　12番　岡村千里議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、11番　岡　覚議員。

◎１１番（岡　　覚君）　11番、岡覚です。私からも第92号議案、令和５年度犬山市一般会計及び特別会計の決算認定についてから、２件、質疑をさせてください。

１件目、決算監査意見書の39ページ、会計年度任用職員の出勤管理についてということで、

指摘があります。ちょこっと要約して読み上げますと、フルタイムに比べ、パートタイム会計年度任用職員の割合はかなり高く、登庁時間、従事時間、退庁時間も一人一人で異なっている。所属長がされていると思うけれど、管理が適切に行われているかどうかの確認を、人事担当課においても実施されたいと。人事担当課が確認したということを監査としてもチェックしていきたいなどと述べられていますが、これをどういうふうに担当当局は受け止めているのか、どう改善しようとしているのかお伺いいたします。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君）　ご質疑にお答えします。

現状、庁内の会計年度任用職員の出勤時間、退庁時間につきましては、情報ネットの出退勤ボタンで確認することができます。一方、外部の施設の会計年度任用職員の出勤管理については、施設長が管理していますが、決算審査意見書でのご指摘を受け、思い込みではなく、曖昧な形でもなく、客観的に把握する必要があると考え、これまでの管理方法を確認の上、対策を講じる予定です。

例えば、今考えていることですけども、エクセルによる出勤時間、退勤時間の打刻などを検討しています。

また、これに加え、不定期とはなりますが、人事部局の職員の施設訪問による出勤管理の確認も行っていきたいと考えております。

◎議長（柴田浩行君）　岡議員。

◎１１番（岡　　覚君）　情報ネット等で本庁についてはやっていくということで分かりました。

それから、そのほかの出先機関については、エクセル等を考えているということなんですけれども、私どもいわゆる民間経営では、一般的にはタイムカードという形が一番分かりやすくて簡便かなというふうには思っているんですけども、公的な勤務にはなじまないんでしょうかね、その辺も含めて、ちょっとなじまないのかなっていうことを、ずっと私、長年思って、印鑑を押すという手法を含めて、ちょっと確認の意味でお願いしたいんですが。

◎議長（柴田浩行君）　答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君）　タイムカードが公的な勤務になじまないわけではないとは思います。ただ、勤務形態が非常に様々である現状であったり、場合によってはテレワークみたいな形もあるんで、そういったいろんな運用のことも含め、また費用のことも含めて検討したいなというふうに思っております。

◎議長（柴田浩行君）　岡議員。

◎１１番（岡　　覚君）　分かりました。２件目に移ります。

決算に係る主要施策の成果報告書の最終ページに、いわゆる決算カードが付けられています。監査委員の決算監査意見書の中にも少し触れられた部分がありますけれども、１つは、この中で公債費比率ですね、これが今回3.7％、実質公債費比率が2.7％、それから経常収支比率が92.2％という数字等も出されているわけですけれども、私はこういう財政運営の様々

な指標も含めてですけども、結果としてこういう数値で表されてきたわけですけども、当該年度の財政運営全般について、当局のほうはどう評価をしているのか、総括的なことをお伺いしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君）　ご質疑にお答えします。

議員のお手元の資料から読み取れる内容のご説明は控えめにしますが、決算全体から見た財政運営の評価、総括として、多少長くなる点はご容赦ください。

まず、決算規模について申し上げますと、歳入が令和２年度決算に次ぐ過去２番目に大きい金額となり、歳出は令和２年度決算、令和３年度決算に次ぐ過去３番目に大きい金額となりました。

この要因としましては、橋爪・五郎丸子ども未来の整備や犬山南小学校の整備といった大型事業の実施に伴うもので、橋爪・五郎丸子ども未来園の整備で約７億5,000万円、犬山南小学校の整備で約９億円の事業費となっています。

次に、正味の繰越金実質収支額につきましては、不用額の削減と財源捻出という両面から、補正予算による減額を行い、令和４年度決算より約３億1,000万円の減額となる約９億4,000万円となりました。

限られた財源を有効活用する上で縮減は重要ですので、引き続き繰越金の削減に取り組んでいきたいと考えています。

次に、市債につきましては、臨時財政対策債が国税収入の好調を受けて減額、これは約２億3,000万円の減ですが、となる一方で、橋爪・五郎丸子ども未来園の整備や犬山南小学校の整備などの大型事業の実施により、事業債が大きく増額、約８億3,000万円の増となり、令和４年度の決算と比べ、約６億円の増額となる約14億2,000万円の借入れとなりました。

一方、返済はと言いますと、元金としては約18億9,000万円でしたから、その差額となる約４億7,000万円が市債残額として減少となります。この結果、実質公債費比率が2.7％となり、５年連続で減につながったものと考えます。

市債は投資的事業を行っていく上で必要不可欠な財源ではありますが、一方で市債の返済として、毎年19億円程度の支出となり、その負担は歳出の大きなウエートを占めています。目先の事業のみならず、交付税算入措置のある市債を優先して借り入れるなど、しっかりと先々を見据え、償還年数や貯金とのバランスなどを見極めながら、しっかりコントロールしかしていかなければならないと考えています。

次に貯金、つまり財政調整基金につきましては、令和５年度末の残高が約27億6,000万円で、令和４年度末と比較しますと、約２億6,000万円の減となりました。大型事業の実施に対する財源として基金を活用した結果と考えています。

災害などの緊急的な財政出動へ備えるためにも、一定規模の財政調整基金の残高の確保は必要です。限りある財源として残高を注視しつつ、有効活用していきたいと思います。

また、決算の分析により算出される指数の一つである経常収支比率ですが、この指数は、地方公共団体の財政構造の弾力性を示すもので、この率が高いほど、臨時的な支出に回す財

政的余力がなく、財政構造の硬直化が進行していると言えます。

令和５年度決算では92.9％となり、令和４年度決算が91.4％でしたので、0.8％の悪化となります。悪化の要因としましては、経常的経費のうち、人件費、扶助費、物件費が増額したことが挙げられます。

これらの点を踏まえ、最後に今後の財政運営について触れますと、改めて申し上げるまでもなく、学校整備や広域ごみ処理施設の整備など、大型事業の実施に伴う財政負担や、増え続ける社会保障、全国的に頻発する自然災害への対策、さらには老朽化が進む公共施設の営繕など、財政上の課題も山積みしており、当分の間は予断を許さない厳しい状況が続いていくと思います。

決算の分析や財政シミュレーションなどを活用しつつ、真に必要な事業の見極めや財源確保など、慎重かつ堅実な財政運営に努めてまいります。

以上です。

◎議長（柴田浩行君）　岡議員。

◎１１番（岡　　覚君）　１点だけ質疑をさせてほしいというふうに思いますが、経常収支比率がいわゆる高止まりしているということについては、これまでのを積み重ねでもありますし、事業をずっと進めてきた中での到達点だという思いもありますので、なかなかこれを絞り込むのは難しいというふうに私は認識していますが、その努力は続けるべきだというふうには思っています。

それから、公債費比率が非常に低い状況でこの間推移しています。前の前の市長の時代は随分危惧した時代もありましたけれども、現在はそういう面では非常に良好な財政運営がされているというふうに思っていまして、やはり問題なのはこれからの指針と言いますか、その辺をどう確立するかということだというふうに思っていまして、今年度の予算書を見てみますと、今年度のスタートは当該年度のスタートと比べてどうなのかということですと、市債の残高の金額ですね、昨年度のスタートのときは、192億6,000万円ほど、そして、今年度のスタートが193億4,000万円ほどで、微増という形になっていますが、今年度のこの予算書での当該年度末の残高見込みが約10億円減る、起債を今年度はだから起こさない形というふうで、ですからどう見ても、今年度を含めて、こうした面では極めて良好な状況は続くというふうには見ているんですけれども、しかし一方では、やっぱり市民要望がいっぱいあるわけですので、その市民要望にできるだけ応えるという姿勢も、私はもう一つは大事だと思っています。

ただ、起債については、今まではほぼほぼマイナス金利、ゼロ金利という時代でしたけれども、これがそうではなくなってくるということを念頭に入れた財政運営が僕は必要だというふうに思っていますので、市民要望をどう受け止めるかということと合わせて、こうした財政運営への配慮が必要だというふうに私は思っていますが、この点はどうなのか、１点だけ質疑をさせていただきますので、お願いします。再質疑です。

◎議長（柴田浩行君）　答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君）　再質疑にお答えします。

岡議員おっしゃるように、これから金利のほうも非常に上がってくるということも考えられますんで、その点は確かに注意しつつ、世代間のバランスと、現在の市民のいろんなニーズであったり、施設の先ほど申しましたが、営繕等もございますんで、その辺のバランスを見ながら、適切なところを探って、市債のほうもコントロールしていきたいというふうに考えています。

以上です。

◎議長（柴田浩行君）　11番　岡　覚議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、15番　久世高裕議員。

◎１５番（久世高裕君）　15番、久世高裕です。第92号議案、令和５年度犬山市一般会計及び特別会計の決算の認定について、２件質疑させていただきます。

１件目、歳入です。旧大手門まちづくり拠点施設の貸付収入について、17款１項１目金額は56万8,000円、決算書100、101ページになります。

過去の全員協議会、令和６年２月の全員協議会ですね。当初のオープン予定だった12月より家賃は満額頂いているという報告があったんですけども、ですが、普通は契約したら、その賃料を払うというのが社会的な一般常識だと思います。

ですが、その契約というのは、それより前にやって、貸付はされて、当初よりもオープン予定だった12月という話もちょっと違うなと思っていまして、一番最初、何を言ってたかと言うと、その年の６月ぐらいからオープン予定だという報告がされていました。それがだんだん９月になりそうだとか、遅くなっていって12月でもまだ遅れたということですけども、賃料は12月から満額頂いていますという回答だったわけです。

それはちょっとどうなのかなと思ったんですけども、犬山市財産管理規則の第11条では、普通財産を貸し付けるときは、適正な貸付料を徴収しなければならないという項目があります。だから、普通は、僕が店を借りるときだって、店を貸してください、契約をします、いつから貸してください、その期間から専有が始まります。そこで初めて、その引渡しを受けて工事を行います。もう計画を立てておいて、それを回収しなければいけないですから、できるだけ早くオープンに結びつけていくというのがこれは普通です。

ただ、今のこの市の運用は普通じゃないやり方をしているんで、これって適正なのかなということを、代表監査委員にお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

◎議長（柴田浩行君）　答弁を求めます。

髙木代表監査委員。

◎代表監査委員（髙木正章君）　また難しい質問をありがとうございます。ただいま久世議員の質疑にお答えします。

賃貸借契約は、議員ご承知のように、そのときの需要と供給のバランスで決まってきます。その中で、犬山市の立場からいくと、契約の相手から多くの賃料を早くからいただきたい思いは、全ての大家が思うところですが、テナントの事業が早くうまく軌道に乗り、長期間継続してもらうことが、それ以上にベストなことと思うのが普通です。

今、たくさん欲しいという要望もあるんだけど、早く軌道に乗って、できるだけ長くテナントを借りていてほしいと、これがより一層思う気持ちのほうが強いものです。そんなとこ

ろから、契約書では、営業開始日と12月１日のいずれか到来が早いほうの日を、家賃支払いの開始日とされたんだと思います。

こういうような契約は、私、民間でいっぱい契約書を見ているんですけど、まれな契約ではない、よくある契約です。だから、特に問題ありとはしていないです。

オープンの関係で、監査事務局としては、原課をお呼びして質問したことがあるんですけれど、契約書については、それほど違和感を思わなかったです。当たり前というか、よく見かける契約だもんだから。だから、市のほうも長期間にわたってテナントが元気で営業を続けてほしいという思いで、12月のところまではということを思われたんでしょうね。

さらに、よくあるケースでは、賃料は頂くんですけれど、工事が終わるまでは相当値引きして貸すとか、そういう契約もあります。だから、そのときのバランス、需要と供給のバランスによって決まってくるし、市の思いがどういう思いで契約するかということだと思いますので、これを直ちに異常な契約だというようには私は思っていません。

以上です。

◎議長（柴田浩行君）　久世議員。

◎１５番（久世高裕君）　了解ですが、再質疑させていただきます。

今答弁の中で、契約書では、12月１日か営業開始日から賃料を徴収するという答弁があったんですけど、契約書ってそうなっているんですか。これ事実確認として、契約書にそういう記載があったのかどうか。それは契約当初からそういうふうに書いてあったのか、後に変更したのかについて、お願いします。

もう１点ですね、再質疑の２つ目としてお願いしたいんですが、まれに見る契約ではないと、特約というのをつけるときはあることはあるんで、別にそういう特約をつけることは確かにあるんですが、じゃあ、市の契約の中で、ほかにそういう契約をしたことがあるかどうか。これも調べないと、この行政の職務として適正なのかどうかということは判断ができないはずですから、だから、そこまで検証するべき話だと思うんですが、それはやっているんでしょうか。やったかやってないかで結構です。

◎議長（柴田浩行君）　答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君）　久世議員の再質疑にお答えをします。

こちらの賃貸借契約には、「本物件の貸付料は、借受人が本物件で営業を開始した日または令和５年12月１日のいずれか到来の早いほうの日を起算日とする。」というふうにあります。

それから、２点目の市の契約のほうで、こうしたものがあるかどうかということなんですけれど、こちらのほうは、地域協働課のほうではないんですけれど、そのほかはこちらではちょっと調べておりません。

以上です。

◎議長（柴田浩行君）　ほかは分からないってことだよね。地域協働課はないけども、ほかであるかどうかは、今、分からないってことだね。

久世議員。

◎１５番（久世高裕君）　一応、再々質疑ですけども、そういうことも検証するべきかと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（柴田浩行君）　答弁を求めます。

永井副市長。

◎副市長（永井恵三君）　再々質疑にお答えします。

今回こういう形で、契約書上はちゃんと明文化されておるということで、代表監査も、だから当初の契約書どおりということでございまして、いろんなケースが民民ではありますので、今、久世議員が言われた、過去に同様なそういうようなケースがあるかというのは、一度調査をさせてもらいます。それでもって、また全員協議会の場か、ちょっとお時間をいただきながら、ご回答できるように検証というか調査をさせていただきます。

以上です。

◎議長（柴田浩行君）　久世議員。

◎１５番（久世高裕君）　よろしくお願いします。では、２件目、歳出からお願いします。

外国人実態調査委託料で、決算書の294、295ページ、６款２項１目です。金額は349万8,000円です。この調査、多文化共生会議の中で行われている事業ですけども、中身を見ましたら、アンケートの取る先が３種類とか３つのジャンルがありまして、日本人の市民の方、企業の方、それから外国人市民の方という３つで問われています。日本人の市民の方と企業はおおむね50％ぐらいの有効回収率だったのが、外国人市民の方々の回収率、有効回収率が15.5％ということで、非常に低い結果になっています。

普通は、こういうふうにちょっと極端に低いものがあったりする場合には、このアンケートがその有効に調査として機能するためには補整をかけたりするわけですけども、統計学的にそれを調整していくわけですけども、ちょっとそういう形跡があんまり記述がなかったかなということだったんで、この調査丸ごとうのみにしていいのかなという疑問がちょっとあるんです。

なので、そういうことをやったりした上で、これは調査として成立しているのかどうかについて、当局の見解をお聞かせいただきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君）　久世議員の質疑にお答えをします。

犬山市の多文化共生に関するアンケート調査の外国人市民の有効回収率は15.5％で、通常の市民意識調査と比較すると、残念ながら低いと認識をしております。

調査として成立しているかとのご質疑ですが、アンケート実施後の多文化共生推進会議の中で、数字だけを見るのではなく、回答の内容をしっかり見ていく必要があるとの助言もいただいております。

また、有効回収率は15.5％ですが、母数2,405に対し、有効回答数は373あるため、統計学的には調査が成立していると考えております。

◎議長（柴田浩行君）　久世議員。

◎１５番（久世高裕君）　母数2,405に対して有効回答数は373あるため、統計学的には成立し

ている、ちょっとよく分からないです。どういうことなのかな。パーセンテージは同じわけですよね、回答数ということは。だから、普通は率で考えるんじゃないかな。だから、一定のサンプル数があるから成立しているということなんですかね。

ということは、例えば地域ごとに偏在があるとは思います、犬山市も。この地域にはこういう国の方々が住んでいる、この国の方々がこの地域に住んでいるということを、ざっくり統計的に出すことはできますよね。じゃあ、この地域ではこういう回答が多かった、この地域にはこういう回答が、こういう傾向が分かれている。じゃあ、そこに国籍でもしかしたらその傾向が分かれているかもしれないから補整をかけるということをするはずなんです。それをやったかどうかという質疑なんですけども、やっていないという答弁に聞こえたんですが、いかがでしょうか。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君）　久世議員の再質疑にお答えをします。

まず、先ほどのちょっと補足をさせていただきます。

統計学上では、一般的にアンケートの配布数が5,000の場合で、有効回答数が357あれば、信頼度の高い調査となると言われております。配布数が5000を有効回収率として7.14％ということになります。

また、有効回答数が一定の数を超えると、有効回答数が増えても、調査結果の誤差はほとんど変わらなくなるとされており、配布数や回収率は調査結果の誤差には影響しないと言われております。

犬山市の多文化共生に関するアンケート調査においては、アンケート配布数2,405に対し、有効回答数が373、有効回答率は15.5％であることから、信頼度の高い調査になるとされている有効回答数を超えており、調査として成立していると考えております。

また、先ほど地域的に満遍なくというお話があったんですけれど、こちらのほうは、結果のほうを見ると、人口の多い国籍の方から満遍なく回答があったということで、主要なグループが滞りなく反映されており、回答の偏りが少ないことが示唆されます。したがって、サンプルが母集団を代表していると判断できます。

以上です。

◎議長（柴田浩行君）　久世議員。

◎１５番（久世高裕君）　一応確認、再々質疑ですけど、5,000が配布数あって7.15％があれば有効だというのは、無効じゃないということだと思うんですよ。本当にそれが意味が、行政的な施策に反映させる上で意味があるのかという目的に照らして考えると、やっぱりちょっと低過ぎるかなと思うんで、目的としてはやっぱりどこの地域に住んでいて、どういう傾向の方がどういうことを望まれているかと、その地域にどういう課題があるかということを浮き彫りにしていくアンケートだから、だから地域ごとにそれはある程度見ていかないと成立しないと思うんですよ。

だから、統計学的というよりは、この行政の施策の目的からして、ちょっと不十分じゃないかと思うんですけども、ちょっと今の回答で、よし、分かりましたというわけにはいかな

いんで、これちょっと行政としては、アンケートの中身をもうちょっと精査していただいて、本当にそれがちゃんと実態を反映しているかどうかということを改めて報告していただければいいんですけども、ちょっとそれをお願いできないでしょうか。

ちょっと今の回答では、一般的な話で成立すると言われても、ちょっとこのアンケートはまた性質が全然違うと思うんで、市民に広く一般に聞くアンケートとは全然訳が違うから、ちょっとそこはお願いしたいなと思うんですがいかがでしょうか。

◎議長（柴田浩行君）　再度アンケートの精査をかけれるかどうかということでいいですね。

当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君）　久世議員の再々質疑にお答えをします。

先ほど、人口の多い国籍のほうから満遍なく回答があったというふうに申し上げたんですけれど、もう一度ちょっとサンプルサイズと母集団の関係のほうについてちょっとご説明をさせていただきます。

全外国人市民2,405人に対しまして373人の有効回答が得られたということは、先ほどの約15％の回答率です。一般的に母集団が1,000以上の調査では300から400人程度の回答があれば、統計的に優位な結論が得られるということになります。したがいまして、サンプルサイズとしましては十分というふうに言えます。

15.5％の回答率自体のほうは低いんですけれど、先ほど申し上げたように、統計学的には必ずしも回答率の高さが調査の有効性を保証しているわけではありません。重要なものとしては、回答者が母集団を適切に反映しているかどうかです。そのため、これらの点から、このアンケート調査は統計学的にも成立しているし、地域性等も国籍のほうもきちっと反映されていると考えておりますので、特に見直す予定はございません。

以上です。

◎議長（柴田浩行君）　以上で、15番　久世高裕議員の通告による質疑は終わりました。

以上で、通告による質疑は終わりました。

続いて、第３類について、他に質疑はございませんか。

13番　鈴木伸太郎議員。

◎１３番（鈴木伸太郎君）　13番、鈴木です。第92号議案、令和５年度犬山市一般会計及び特別会計の決算の認定についてより１件、第93号議案、令和５年度犬山市水道事業会計の決算認定について２件、質疑させていただきます。

まず、第92号議案ですが、決算書の80ページ、81ページです。

14款２項３目のほうで、土木手数料で、収入未済３万2,000円というのがありますが、これはどのようなものなのか、ご説明をお願いします。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君）　鈴木議員の質疑にお答えをいたします。

令和５年度に土地開発公社許可申請のものでございまして、こちらにつきましては、受付前審査というものを行って受理した物件となります。書類の補正に時間がかかりまして、補

正完了が出納閉鎖期間（※291ページに訂正発言あり）となった物件が１件ございますが、その請求を令和５年度分として行っておりました。

しかしながら、請求相手の事業者の会計処理の関係で、支払いが６月になってしまったということで、令和５年度分は収入未済となっておりまして、令和６年度分として改めて調定を上げて、既に収入済みとなっているものでございます。

◎議長（柴田浩行君）　鈴木議員。

◎１３番（鈴木伸太郎君）　今年度で収入済みということは確認いたしました。けれども、ちょっと私、官のほうの会計処理がよく分からないんで、これ官全体で一般論としての質疑になるかもしれませんが、着手したのが多分これ昨年度なんだと思います。ちょっと詳細どういう成果物か分からないですが、それが出来上がったのが、恐らく出納整理期間で、請求書を出されたのは多分、請求書を出していないのかも分かんない、請求をしたのは、出納整理期間中だとした場合に、私の感覚ですと、それは令和６年度の入のほうに上げるんじゃないのかなと思うんですが、これは令和５年度のほうの入にされているというところにちょっと違和感を感じるんですが、そこら辺、妥当なのか、妥当なんでしょうけれども、ちょっと私、分からないんで、そこら辺のご説明をいただきたいんですけれども、再質疑です。

◎議長（柴田浩行君）　暫時休憩します。

午前11時44分　休憩

再　　開

午前11時48分　開議

◎議長（柴田浩行君）　再開します。

お諮りいたします。13番　鈴木議員の質疑の途中ですが、午前中の会議はこれをもって打ち切り、午後１時まで休憩いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君）　異議なしと認め、さよう決しました。

午後１時まで休憩いたします。

午前11時48分　休憩

再　　開

午後１時00分　開議

◎議長（柴田浩行君）　休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

第３類の議案質疑を続行いたします。

鈴木議員の再質疑への答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君）　お時間をいただきましてありがとうございます。

開発許可に対する申請書として、先ほどの３万2,000円ですけれども、時系列的に少しだけお話をさせていただきたいと思います。

令和６年１月に受付前審査を行いまして、その後、審査内容に基づいて同月中に補正の指示を行っております。通常、受付前審査として事前チェックすることで、書類の補正完了後、入金を確認して、速やかに許可できる体制を取っております。

今回の申請者につきましても、修正、入金が、出納閉鎖期間内（※291ページに訂正発言あり）に可能ということを確認しておりましたので、令和５年度分として調定をして、再三にわたり書類の修正と請求を求めてきております。

しかしながら、先ほども答弁させていただきましたけれども、申請者の修正及び会計処理の都合で、支払いが５月末日の支払いとなったことで、会計処理上は令和６年度分の入金扱いとなっております。こちらにつきまして、事務の処理については適正というふうに考えております。

◎議長（柴田浩行君）　鈴木議員。

◎１３番（鈴木伸太郎君）　なかなか専門的な分野で、私ら民間ではちょっと難しいなと思いましたが、今のところで５月末日に入金があったという発言があったんですが、それであれば、出納整理期間中かなというところで、この収入未済は発生しないと思うんですが、もう最後になってしまうんで、再々質疑なんですが、いかがでしょうか。

◎議長（柴田浩行君）　答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君）　末日と申しましたけども、正確には５月31日と、入金を確認していること。

◎議長（柴田浩行君）　暫時休憩します。

午後１時02分　休憩

再　　開

午後１時04分　開議

◎議長（柴田浩行君）　再開します。

答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君）　訂正をさせていただきます。

市の公金として入ってきたのが６月になってからということで、訂正させていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎議長（柴田浩行君）　鈴木議員、今、訂正なんで、再々質疑されるんだったらもう一回いいですよ。だから、要はさっきの再質疑の訂正になりましたんで、再々質疑されるなら、どうぞ。

鈴木議員。

◎１３番（鈴木伸太郎君）　本来は、ちょっと少額の３万2,000円というところに着目していて、少額で、質疑には適さない、決算質疑には適さないかなと思ったんですが、なぜこれを取り上げたかというと、昨年度も出納整理の考え方についてちょっと疑念があって、実際むむっていうところもありました。それが一生懸命改善されたとは思うんですが、どうなのかなというところの確認も含めての質疑なんです。

再々質疑、詳しくは建設経済委員会のほうに送ろうと思っていますが、再々質疑で、ちょっと細かいこと聞きますが、交付金の確認が６月だけれど、５月31日に入金されとったら、それやっぱり収入金の確認が６月１日でも５月31日、５月の処理っていうのが、これは多分、誰でもそう思うと思うんですが、５月31日に入っていたのかどうか、ちょっと確認させてください。再々質疑です。

◎議長（柴田浩行君）　要は５月31日に入金されているんだったら、５月に処理すべきじゃないかということでいいですよね。

◎１３番（鈴木伸太郎君）　入金の確認が６月に入ってからだから６月にしたっておっしゃったんだけど、それはやっぱり。

◎議長（柴田浩行君）　31日に入金されているなら、５月に処理すべきじゃないかということの確認ですね。

暫時休憩します。

午後１時06分　休憩

再　　開

午後１時10分　開議

◎議長（柴田浩行君）　再開します。

答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君）　鈴木議員のご質疑にお答えさせていただきます。

入金というか、相手様がお金を支払ったという部分につきましては、５月31日ということでございますけれども、犬山市のお金になるために、当然時間を要します。そういった部分で、犬山市の公金として扱えるのが、少なくとも１日以上かかりますので、犬山市の公金として実際に言うと６月３日に公金化されたということになりますので、出納閉鎖期間（※291ページに訂正発言あり）を超えているということになります。

◎議長（柴田浩行君）　鈴木議員。

◎１３番（鈴木伸太郎君）　再々質疑までやっちゃったんで、大分私とは感覚が違うなということです。

次の質疑です。93号議案、令和５年度犬山市水道事業会計の決算認定について２件ですが、まず１件目、監査委員会の決算意見書で、有収率87.2％で、対前年で2.1％減ということで、

87.2％と、割と頑張ってくださってるなとは思うんですが、ちょっと２％減ということで残念なんですが、原因、対策などをお聞かせください。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君）　ご質疑にお答えさせていただきます。

漏水につきましては、日々当然努力をさせていただいております。2.1％の減につきましては、実際１％当たり255万円ほど損失というか価格になります。そういった部分での対策も含めて、今までも市民からの漏水ですとか、そういった通報には即対応をさせていただいておりますし、また、管の埋設年度であったり、管種を考慮して、地域を限定して漏水箇所、漏水の調査等も今までも実施してきておりますし、これからもそういったことを行うことによって、改善に向けて行っていきたいというふうに思っています。

以上です。

◎議長（柴田浩行君）　鈴木議員。

◎１３番（鈴木伸太郎君）　今、対策を述べていただきました。大体有収率１％で255万円ぐらいのロスが出てくるんだなっていうことは分かりますけれども、最初の質疑で、原因は何かということを質疑しましたが、それはちょっとなかったんです。毎年聞くんですが、ひょっとしたら明確な原因があれば、大規模な漏水があったとか、そういうのがあればまた教えてください。なければ、先ほどの答弁になるかと思うんですが、再質疑で原因を教えてください。

◎議長（柴田浩行君）　答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君）　大きなそういった大規模な漏水というのは、特に聞いておりませんので、漏水というのが重なったというのが原因というふうに考えております。

◎議長（柴田浩行君）　鈴木議員。

◎１３番（鈴木伸太郎君）　分かりました。２件目です。同じく第93号議案ですが、管の更新、昨年度は、目標7.5キロに対して実績6.1キロというふうに記憶しておりますが、令和５年度はその目標と実績は結果どうだったんでしょうか、教えてください。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君）　ご質疑にお答えいたします。

令和５年度につきましては、敷設替え、敷設工事、両方合わせまして3.4キロとなっております。

目標につきましては、60年を１周ということで掲げておりまして、年間で言いますと7.5キロが目標ということに対する3.4キロということで、非常に低いという、令和４年度に対しても低くなっております。

原因としましては、令和５年度につきましては、大規模な耐震化工事、第２加圧所の耐震化、それから遠方監視装置の更新等の、ちょっと非常にお金のかかる大規模な更新を行っておることによって、管路延長の更新が短くなったということが原因になります。

修正です。先ほど3.4キロと申しましたけれども、敷設替え延長が3.4キロで、敷設工事が850メートルほどございますので、全体通しますと4.28キロの修正でお願いいたします。失礼しました。

◎議長（柴田浩行君）　他に質疑はございませんか。

15番　久世高裕議員。

◎１５番（久世高裕君）　関連質疑でお願いします。

からくり広場の関係ですけども、年間の維持費って、ここに係る維持費は、ちょっと項目が分からないですけど、どれぐらいかかるのかについてお願いします。

暫時休憩します。

午後１時16分　休憩

再　　開

午後１時17分　開議

◎議長（柴田浩行君）　再開します。

答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君）　駅前の東、からくり広場の維持管理についてでありますけれども、ここの整備によって特に増えたということはなく、当初から駅前広場の維持管理業務委託という中の一部というか、の中に入って、そのまま継続して行っているものですから、ここが皆さんに利用できるようになったからといって、維持管理費が増えたということはございません。

◎議長（柴田浩行君）　維持管理費は幾らなんですか。

◎都市整備部長（森川圭二君）　維持管理費につきましては、東西で委託をしておりまして、細かくちょっと内訳が今手元にないんですけども、東西合わせまして374万1,540円という金額になります。

◎議長（柴田浩行君）　久世議員。

◎１５番（久世高裕君）　再質疑ですけども、ちょっと全員協議会で問題提起の材料にしたいんで、さっき答弁がちょっと要望がいろいろあったという話は聞いたんですけど、使用者の方からかな、要望をいただいて、実際にここまで何か改善したことがあれば、それを答弁いただきたいと思います。

どういう要望があったかということと、使用者の方からと、あと行政として、もしそれで改善をしたことが、要は収入が減っているということもあるんで、その改善したことがあれば、それについて答弁をいただきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君）　答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君）　要望という部分につきましては、先ほどの答弁と繰り返しに

なりますけれども、当初始めさせていただいた部分では、朝の８時から夜８時というところで、やっぱりその時間ではということも含めまして、朝１時間、夜２時間の延長をさせていただいているというのが要望に応えたものでございます。

◎議長（柴田浩行君）　久世議員。

◎１５番（久世高裕君）　確認でごめんなさい、再々質疑ですけど、何か屋根を設けてほしいとか、そういうものは特になかったと。ただ設備に関する部分とか、もっとこうしたら使いやすくなるのになとか、利用が増えるような傾向の意見とか要望とかというのを、普通減っていれば、考えるんですよ。考えて、もっとにぎわい創出のために、収入が得られるためにやっている話で、500万円かけて造ったんだから、それをやっていなきゃ本当はおかしいなと。そういう意見がもしあったんであれば、聞いてみて、もしもっとほかに使ってほしい方がいれば、ぜひお願いしますと。こうしてほしいという要望があれば、ぜひご意見くださいとやっているだろうなと僕は思ったんですけども、そういうことがあれば、そういう意見がどういう意見があったかということと、時間以外に、あとはその何をやったか、やっていなければいないで大丈夫ですという確認です。

◎議長（柴田浩行君）　答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君）　久世議員の再々質疑にお答えをさせていただきます。

要望につきまして、特に設備ですとか、こういうものを造ってほしいという要望はございませんので、実施して、要望ないことから特にやっていません。

◎議長（柴田浩行君）　他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君）　質疑なしと認めます。

よって、第３類、第92号議案から第94号議案まで及び報告第８号に対する質疑を終わります。

これをもって全議案に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案を、配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

令和６年９月定例議会常任委員会

付　託　議　案　一　覧　表

《総務委員会》　　第１委員会室

議案番号	件名
第68号議案	犬山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について（第２条関係）
第69号議案	犬山市附属機関設置条例の一部改正について
第70号議案	公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について
第71号議案	犬山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

第72号議案	犬山市職員の退職手当支給条例の一部改正について
第79号議案	財産の取得について（消防ポンプ自動車）
第84号議案	令和６年度犬山市一般会計補正予算（第４号） 第１条の第１表　歳入歳出予算補正中 歳　入　総務委員会の所管に属する歳入 歳　出　１款　議会費 ２款　総務費 ８款　消防費 11款　公債費 第４条の第４表　地方債補正
第92号議案	令和５年度犬山市一般会計及び特別会計の決算の認定についてのうち 令和５年度犬山市一般会計中 歳　入　総務委員会の所管に属する歳入 歳　出　１款　議会費 ２款　総務費（５項統計調査費のうち５目教育統計調査費を除く） ６款　商工費（２項観光費のうち２目友好交流費及び３目国際交流施設費） ８款　消防費 11款　公債費 12款　諸支出金 13款　予備費
第95号議案	犬山市特別職の職員の給与に関する条例の特例を定める条例の制定について

《民生文教委員会》　　第２委員会室

議案番号	件名
第66号議案	犬山市心身障害児通園通学費支給条例の廃止について
第67号議案	犬山市訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の廃止について
第68号議案	犬山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について（別表第１関係）
第73号議案	犬山市文化史料館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第74号議案	犬山市立保育園条例の一部改正について
第75号議案	犬山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
第76号議案	中本町まちづくり拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

第82号議案	犬山市教育委員会委員の任命について
第83号議案	犬山市教育委員会委員の任命について
第84号議案	令和６年度犬山市一般会計補正予算（第４号） 第１条の第１表　歳入歳出予算補正中 歳　入　民生文教委員会の所管に属する歳入 歳　出　３款　民生費 ４款　衛生費（１項保健衛生費） ９款　教育費 第２条の第２表　繰越明許費 第３条の第３表　債務負担行為補正
第85号議案	令和６年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
第86号議案	令和６年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第１号）
第88号議案	令和６年度犬山市介護保険特別会計補正予算（第１号）
第89号議案	令和６年度犬山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
第92号議案	令和５年度犬山市一般会計及び特別会計の決算の認定についてのうち 令和５年度犬山市一般会計中 歳　入　民生文教委員会の所管に属する歳入 歳　出　２款　総務費（５項統計調査費のうち５目教育統計調査費） ３款　民生費 ４款　衛生費（１項保健衛生費） ９款　教育費 並びに特別会計中 令和５年度犬山市国民健康保険特別会計 令和５年度犬山市犬山城費特別会計 令和５年度犬山市介護保険特別会計 令和５年度犬山市後期高齢者医療特別会計

《建設経済委員会》　　第３委員会室

議案番号	件名
第77号議案	犬山市水道事業の設置等に関する条例及び犬山市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
第78号議案	工事請負契約の変更について（城東中学校南側多目的広場整備工事）
第80号議案	市道路線の廃止について
第81号議案	市道路線の認定について
第84号議案	令和６年度犬山市一般会計補正予算（第４号） 第１条の第１表　歳入歳出予算補正中 歳　入　建設経済委員会の所管に属する歳入 歳　出　４款　衛生費（３項清掃費）

	５款　農林業費 ６款　商工費 ７款　土木費 10款　災害復旧費
第87号議案	令和６年度犬山市木曽川うかい事業費特別会計補正予算（第１号）
第90号議案	令和６年度犬山市水道事業会計補正予算（第１号）
第91号議案	令和６年度犬山市下水道事業会計補正予算（第１号）
第92号議案	令和５年度犬山市一般会計及び特別会計の決算の認定についてのうち 令和５年度犬山市一般会計中 歳　入　建設経済委員会の所管に属する歳入 歳　出　４款　衛生費（１項保健衛生費を除く） ５款　農林業費 ６款　商工費（２項観光費のうち２目友好交流費及び３目国際交流施設費を除く） ７款　土木費 10款　災害復旧費 並びに特別会計中 令和５年度犬山市木曽川うかい事業費特別会計
第93号議案	令和５年度犬山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
第94号議案	令和５年度犬山市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

◎議長（柴田浩行君）　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日14日から24日までは、全員協議会及び部門委員会開催のため休会とし、25日午前10時から本会議を再開いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後１時21分　散会